

## 「中小会計要領」に係る普及・活用に向けた取組みのフォローアップについて

平成26年3月11日  
中小企業の会計に関する検討会  
ワーキンググループ

「中小企業の会計に関する検討会」は、平成24年3月、中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）の普及・活用を促進するために各中小企業関係団体、金融機関関係団体、会計専門家団体、金融庁、中小企業庁（以下、「各機関・団体」という。）が行う普及・活用に向けた取組みをまとめ、報告書として公表したところである。

今般、上記報告書の取りまとめから概ね2年が経過することから、平成26年3月11日、「中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ」を開催し、各機関・団体のこれまでの取組状況等についてフォローアップを行った。

ワーキンググループでは、各機関・団体から、平成25年度における「中小会計要領」の普及・活用促進の取組みについての報告と平成26年度における各機関・団体の取組みが示された。（各機関・団体の取組みは添付資料参照。）

また、ワーキンググループでは、中小企業が中小会計要領に従った会計処理を行うことは、自社の経営状況を的確に把握し、適切な経営判断を行うために必要であるとともに、金融機関等の利害関係者に対して、正確に自社の財務情報や経営状況を説明するために有益であり、中小会計要領を中小企業に普及し活用の促進を図ることの重要性が再確認された。

さらに、中小会計要領の普及・活用を促進するためには、中小企業の支援にかかわる全ての関係者による個々の中小

企業の実態に応じた指導・助言が特に重要であることが確認された。

ワーキンググループでは、「中小会計要領」の集中広報・普及期間として設定している平成24年度から平成26年度までの3年間において、引き続き各機関・団体が一丸となって、「中小会計要領」の普及・活用促進を図っていくことが確認され、平成26年度においてもこれらの取組みのフォローアップのため中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループを開催することとした。

(以上)

## 団体名：日本商工会議所

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

日本商工会議所・各商工会議所	515ヶ所
----------------	-------

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

### <平成25年度取組実績>

- ・日本商工会議所および全国514の商工会議所において、パンフレット・リーフレットの配布、ポスターの掲示等を通じ、広く広報・普及を実施。
- ・日本商工会議所のホームページ、商工会議所イントラネット等を通じ、引き続き、中小会計要領に関する情報を提供。
- ・各地商工会議所における常議員会、役員・評議員会、各種委員会等において、中小会計要領に関する説明、周知・啓発を実施。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

日本商工会議所・各商工会議所	「中小企業会計啓発・普及セミナー」	計250回程度 延べ7,500人程度
	各地商工会議所主催関連セミナー (創業塾、創業セミナー、経営塾等)	中小企業向け周知の徹底。

### <平成 25 年度取組実績>

- ・中小企業基盤整備機構が開催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催実績および開催予定は以下の通り。

	回数	人数
開催実績	72 回	1,629 名
開催予定 (H26/3 末)	8 回	180 名程度
計	80 回	1,809 名程度

(2/14 時点)

- ・各地商工会議所にて、会計に関連するセミナー・研修を開催。開催実績および開催予定は以下の通り。

	回数	人数
開催実績	337 回	7,318 名
開催予定	34 回	1,016 名程度
計	371 回	8,334 名程度

(2/19 時点)

- ・上記を合算した開催実績・開催予定は以下の通り。商工会議所のネットワークを活用し、幅広く周知・啓発、利活用に向けた取り組みを実施。

	回数	人数
開催実績	409 回	8,947 名程度
開催予定	42 回	1,196 名程度
計	451 回	10,143 名程度

(2/19 時点)

- ・各地商工会議所における常議員会、役員・評議員会、各種委員会等において、中小会計要領に関する説明、周知・啓発を実施。〔再掲〕

### 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記 1. の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表 3 の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙3)

日本商工会議所・各商 工会議所	商工会議所経営指導員支援力向上全国研 修会(仮称)	経営指導員、職員向け周 知の徹底。
	商工会議所職員向け研修会	
	中小企業相談所長会議	

### <平成25年度取組実績>

商工会議所事務局員・経営指導員向けに、会計に関連するセミナー・研修を以下の通り開催。会計に関する知識・技能の向上に努めた。

	回数	人数
開催実績	52回	648名
開催予定(H26/3末迄)	6回	79名程度
計	58回	727名程度

(2/19時点)

また、昨年度に引き続き、都道府県庁所在地・政令指定都市中小企業相談所長会議などにおいても中小会計要領の説明を実施。さらなる周知・啓発活動に注力。

## Ⅲ. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

### 2. 中小企業を対象にした記帳指導等

#### (1) 日本商工会議所・各商工会議所

日本商工会議所及び各商工会議所は、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に「中小会計要領」を利用するよう積極的に啓発するとともに、「中小会計要領」に従って財務諸表・計算書類等を作成しようとする中小企業の相談に応じ、適切な助言を行う。

「日商簿記検定」の出題区分に「中小会計要領」を追加する。

計算書類等の作成支援ソフトを制作する会計システム会社に対し、「中小会計要領」について情報提供を行い、可能な対応を要請する。

### <平成25年度取組実績>

- ・全国の商工会議所窓口において、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に、中小会計要領を活用するよう積極的に啓発するとともに、中小企業の相談に応じ、適切な助言を実施。

### <その他平成25年度における取組実績>

- ・平成25年度に策定された「経営者保証に関するガイドライン」のQ&Aにおいて、『法人の経理透明性向上の手段として、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成や財務情報の定期的な報告等

が考えられます。』という文章を記載するなど、経営者保証の見直しに対応する観点からも、中小会計要領が有効である旨を明示。

- ・ 中小会計要領を活用して経営を改善した事例を評価し、ベストプラクティスとして発信することにより中小会計要領のさらなる普及・促進を企図した、中小企業庁主催の「中小企業の会計を活用した経営の促進に関する事例研究審査委員会」に参画。

## 【平成26年度取組予定】

- ・ 平成 26 年度についても、
  - ・ パンフレット・リーフレットの配布、ポスターの掲示等を通じた広報・普及
  - ・ 日本商工会議所ホームページ、商工会議所イントラネット等での情報提供
  - ・ 各地商工会議所における常議員会、役員・評議員会、各種委員会等での説明、周知・啓発
  - ・ 中小企業基盤整備機構が開催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」の実施
  - ・ 各地商工会議所における会計関連セミナーの実施
  - ・ 商工会議所事務局員・経営指導員向けのセミナー・研修の実施
  - ・ 全国の商工会議所窓口における計算書類等の作成支援

などの取組みについて継続して取り組んでいく。

- ・ 「経営者保証に関するガイドライン」の適用拡大に向けた取り組みを進める中で、中小企業の経営の透明性向上や法個人の適切な分離等のために、中小会計要領が有効である旨を周知・啓発し、利活用のさらなる促進を図る。
- ・ 中小会計要領の普及・活用に向けた、より実効性の高い施策の実現に向け、中小企業を支援する他機関・他団体との連携をさらに強化しながら、取り組みを強化していく。

## 団体名：全国商工会連合会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

全国商工会連合会・各商工会連合会・各商工会	1, 719ヶ所
-----------------------	----------

#### <平成25年度取組実績>

各商工会の窓口で、中小会計要領のパンフレットを、会員や事業者の方が来会した時に目につくところに設置した。また、会員全てに周知するため、訪問による配布も行った。

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### <平成25年度取組実績>

各商工会で会員向けに送付している会報の中で、中小会計要領に関するテーマ等を組み入れ、重要性を促した。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

全国商工会連合会・各商工会連合会・各商工会	「中小企業会計啓発・普及セミナー」	計50回程度 延べ1, 430人程度
-----------------------	-------------------	-----------------------

#### <平成25年度取組実績>

中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、全国22か所(参加人数約500名)で中小企業向けのセミナー・研修を実施。

## 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙3)

全国商工会連合会・各商 工会連合会・各商工会	都道府県連合会担当者向け研修（全国 連主催）	職員に対する周知の 徹底。
	商工会職員向け研修（都道府県連主催）	

### <平成 25 年度取組実績>

「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各都道府県連の実施する経営指導員等向けの研修の中で、「中小会計要領」に関する資料の配布や講義を通じて、経営指導員の資質の向上を図った。

## Ⅲ. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

### 2. 中小企業を対象にした記帳指導等

#### (2) 全国商工会連合会・都道府県商工会連合会・各商工会

全国商工会連合会、都道府県商工会連合会及び各商工会は、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に「中小会計要領」を利用するよう積極的に啓発するとともに、「中小会計要領」に従って財務諸表・計算書類等を作成しようとする中小企業の相談に応じ、適切な助言を行う。また、全国商工会連合会は、都道府県商工会連合会及び各商工会による「中小会計要領」の普及・活用支援体制を確立し、普及・活用へのモチベーションを維持する観点から、全国商工会職員協議会主催の経営支援大賞や、全国連会長表彰である事業推進表彰において、「中小会計要領」の普及・活用への取組状況を評価項目に追加する。

### <平成 25 年度取組実績>

全国商工会連合会、都道府県商工会連合会及び各商工会は、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に「中小会計要領」を利用するよう積極的に啓発するとともに、「中小会計要領」に従って財務諸表・計算書類等を作成しようとする中小企業の相談に応じ、適切な助言を行った。

また、全国商工会連合会は、都道府県商工会連合会及び各商工会による「中小会計要領」の普及・活用支援体制を確立し、普及・活用へのモチベーションを維持する観点から、全国商工会職員協議会主催の経営支援大賞や、全国連会長表彰である事業推進表彰において、「中小会計要領」の普及・活用への取組状況を

を評価項目に追加した（平成24年度においては、活用した取り組みが表彰を受けた実例はない）。

## 【平成26年度取組予定】

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を適宜活用して、中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に引き続き努める。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、計30回程度延べ800人程度中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

#### 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各都道府県連の実施する経営指導員等向けの研修の中で、適宜、「中小会計要領」に関する資料の配布や講義を通じて、経営指導員等の資質の向上を図る。

### III. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

#### 2. 中小企業を対象にした記帳指導等

全国商工会連合会、都道府県商工会連合会及び各商工会は、中小企業が財務諸表・計算書類等を作成する際に「中小会計要領」を利用するよう積極的に啓発するとともに、「中小会計要領」に従って財務諸表・計算書類等を作成しようとする中小企業の相談に応じ、引き続き、適切な助言を行う。

また、優れた指導事例の収集を行い、特に優れた事例については、各種表彰制度において表彰を行う。

## 団体名：全国中小企業団体中央会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会
---------------------------

450ヶ所
-------

#### <平成25年度取組実績>

都道府県中央会及び全国地区組合の410箇所への配付を通じて広報・普及を行った。

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### <平成25年度取組実績>

事務局代表者会議をはじめ各種会議・会合において、広報に努めるとともに、ホームページ及びメールマガジン等で普及を図った。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会
---------------------------

中小企業等向け「中小会計要領活用セミナー」
-----------------------

計50回程度 延べ2,500人程度
----------------------

#### <平成25年度取組実績>

中小企業会計基本要領啓発・普及事業に係るセミナーを中央会及び業種別組合で計58回開催した。

会計問題研究会参加全国団体の各種会合等において普及説明を行った。

## 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙3)

全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会	中央会指導員向け「中央会指導員研修」	計3回程度 延べ180人程度
	全国組合事務局長等向け「全国団体研修会」	計2回程度 延べ120人程度

### <平成25年度取組実績>

- ・都道府県中央会指導員向け研修 10月21日等8回、計1,800名参加
- ・全国組合向け研修 2月10日等6回、計180名参加

## Ⅲ. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

### 2. 中小企業を対象にした記帳指導等

#### (3) 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会

全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会は、各組合に対する巡回指導や窓口相談業務等において、各組合の構成員が「中小会計要領」に従った計算書類を作成できる体制を整えるように指導を行う。税理士協同組合に対しては、クライアント中小企業に対して「中小会計要領」に従った計算書類の作成支援を行うよう協力依頼をする。「中小会計要領」を構成員の中小企業に普及しようとする組合等を支援する体制を整備する。また、業種別中小会計要領推進ガイドライン（仮称）の作成を推進するとともに、「中小会計要領」の普及・活用支援体制を整備し、継続的に組織内でフォローを行う体制を確立する観点から、「中小会計要領推進検討会議」を設置する。

### <平成25年度取組実績>

全国中央会に設置した「中小企業会計問題研究会」の第3回研究会において、「業種別推進ガイドライン」（案）が取りまとめられ、今年5月に公表した。現在、全国中央会ホームページにおいて掲載中。

消費税転嫁対策のためのテキスト（「中小企業組合等のための消費税転嫁対策の手引き」）において、「業種別推進ガイドライン」の活用を踏まえた内容とし、消費税転嫁対策とともに中小会計要領に普及を図った。

#### ＜その他平成25年度における取組実績＞

新ものづくり補助金等の申請及び中小企業組合士の更新研修の際に、中小会計要領の普及を図る。

#### 【平成26年度取組予定】

消費税転嫁対策に係る窓口相談・専門家派遣・研修会・転嫁カルテル組成支援等において、日々の記帳業務が重要なことから中小会計要領の普及と一体となって推進していく。新たに「組合等のための消費税転嫁支援マニュアル」（仮称）を作成し、中小会計要領の一層の普及を行う。

団体名： 全国商店街振興組合連合会

## I. 「中小会計要領」の広報・普及

### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

全国商店街振興組合連合会・都道府県商店街振興組合連合会	1, 876ヶ所
-----------------------------	----------

### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

## <平成25年度取組実績>

全振連ホームページを活用し、①「中小会計要領」を活用したベストプラクティス集作成事業について広報周知を行った。②(独)中小企業基盤整備機構にて実施の「平成25年度中小企業会計啓発・普及セミナー」の広報周知を行った。

## 【平成26年度取組予定】

平成26年度も、全振連ホームページ等を活用し広報・普及活動を実施する。また、各商店街組合員より相談等が発生した場合、関係機関と連携して適切に対応する。

## 団体名：中小企業家同友会全国協議会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

全国中小企業家同友会全国協議会・各中小企業家同友会	48ヶ所
---------------------------	------

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

### <平成25年度取組実績>

- ・『中小企業家しんぶん』（4万3千部発行）での「基本要領」の紹介・広報
- ・メールマガジン「Doyu News」（3万8千件）での紹介・広報
- ・ホームページ「DOYU NET」の専用サイト「活用しよう！中小会計要領」で宣伝

### <その他平成25年度における取組実績>

- ・政策アンケート（2014年2月1日～2月28日、北海道、神奈川、愛知、三重、広島、大分、回答件数395件）をとり、「中小会計要領を活用していますか」を聞いた。

活用している。…10%

活用していない…88%

その他……………2%

### 【平成26年度取組予定】

#### 1. 広報・普及

- ・メールマガジン「Doyu News」（3万8千件）での紹介・広報
- ・ホームページ「DOYU NET」の専用サイト「活用しよう！中小会計要領」で宣伝

## 2. 研修・セミナー

- ・研究センターの中小会計要領セミナーを企画し、大学研究者に普及する。
- ・各地同友会に中小会計要領セミナーの開催を呼びかけ、普及をすすめる。

## 3. 活用支援

- ・政策アンケートをとり、普及の度合いをはかる。  
10%→20%（目標）

## 団体名：全国銀行協会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

全国銀行協会	会員銀行に対しパンフレットの配布依頼等の周知を行う。
--------	----------------------------

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

### <平成25年度取組実績>

全国銀行協会相談室で相談が受けれるようにパンフレットを備えるとともに、中小企業庁HPにおける「中小会計要領の公表」や「中小会計要領専用ホームページの開設」について、全銀e-ビジネスマーケットに掲載。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

全国銀行協会	中小機構等の諸団体が開催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」について、会員銀行へ可能な限りの協力を呼びかける。
--------	--

#### 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙3)

全国銀行協会

中小機構等の諸団体が開催する「中小企業会計啓発・普及セミナー」について、会員銀行へ可能な限りの協力を呼びかける。

#### <平成25年度取組実績>

会員から「中小会計要領」に関する研修の開催があれば、関係機関に取次ぎを行う等の窓口体制は整備。

#### IV. 「中小会計要領」の活用

##### 5. 民間金融機関における取組

民間金融機関は、顧客企業に対し、自らの経営の目標や課題を認識できるよう助言するにあたり、必要に応じ、「中小会計要領」等の活用を促していく。

#### <平成25年度取組実績>

経営者保証に関するガイドライン（経営者保証に関するガイドライン研究会（日本商工会議所および全国銀行協会が共同事務局）が平成25年12月5日に制定）において、中小企業が「法人個人の一体性の解消」に努める際の一つの対応策として「法人の経理の透明性向上の手段として「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成」を例示に掲げた。

また、同研究会において、各関係業界団体の説明会で情宣活動を行った。

#### 【平成26年度取組予定】

引き続き関係当局等と連携し、会員行への周知・協力依頼を行う。

## 団体名：全国信用金庫協会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

全国信用金庫協会・信用金庫	271信用金庫 7,549店舗
---------------	--------------------

#### <平成25年度取組実績>

##### 【信用金庫】

・信用金庫の店舗等において、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を備置し、適宜広報・普及に努めた。

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### <平成25年度取組実績>

##### 【全国信用金庫協会】

・平成24年10月より継続して中小企業庁の「中小会計要領」サイト (<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>) にリンクするバナーを本会ホームページ (<http://www.shinkin.org/>) のトップ画面に貼付している。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

全国信用金庫協会・信用金庫	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の信用金庫での開催協力。
---------------	-------------------------------

## <平成 25 年度取組実績>

### 【全国信用金庫協会】

- ・平成 25 年度の「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催機関の募集について信用金庫に周知した。(5 月)

## 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記 1. の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表 3 の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙 3)

全国信用金庫協会・信用金庫	信用金庫職員向け研修実施の検討。
---------------	------------------

## <平成 25 年度取組実績>

### 【全国信用金庫協会】

- ・本会で作成している信用金庫職員向け通信教育テキストに「中小会計要領」の概要等に関する記述を追加した。
- ・全国の信用金庫職員を対象に研修を行う「全国信用金庫研修所」の講義の中で、「中小会計要領」の概要等について紹介、説明を行った。

## IV. 「中小会計要領」の活用

### 5. 民間金融機関における取組

民間金融機関は、顧客企業に対し、自らの経営の目標や課題を認識できるよう助言するにあたり、必要に応じ、「中小会計要領」等の活用を促していく。

## <平成 25 年度取組実績>

### 【信用金庫】

- ・一部の信用金庫において、中小会計要領の活用を促すために、中小会計要領を適用し、適正な財務情報の開示に取り組む中小企業に対して、融資利率を通常の利率より引き下げる商品を提供した。

## 【平成26年度取組予定】

### 【全国信用金庫協会】

- ・信用金庫に対して、引続き、中小会計要領の普及・活用に向けた取組みへの協力要請を行う。
- ・「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催機関の募集について信用金庫に周知を行う。
- ・本会で作成している信用金庫職員向け通信教育テキストに「中小会計要領」の概要等に関する記述を行う。
- ・全国の信用金庫職員を対象に研修を行う「全国信用金庫研修所」の講義の中で、「中小会計要領」の概要等について紹介、説明を行う。

## 団体名：全国信用組合中央協会

### Ⅱ. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

全国信用組合中央協会・ 信用組合	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の信用組合での開催協力。
---------------------	-------------------------------

#### 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙3)

全国信用組合中央協会	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の積極的な利用を会員信用組合に呼びかける。
------------	--

### <平成25年度取組実績>

地区協会、会員信用組合主催の研修会

#### 1. 組合の担当者向け研修会の開催

- ・各地区協会もしくは会員組合の主催で、組合の本部及び営業店の融資審査担当者向けに研修会を開催するよう要請し、あわせて講師の派遣を斡旋する。
- 中国・四国ブロックの信用組合協会が主催して、14信用組合の役職員約100名を対象に「中小会計要領」の説明会を開催した。

#### 2. 組合員（取引先）を対象とするセミナーの開催

- ・各地区協会もしくは会員組合の主催で、組合員（取引先）を対象とするセミナーを開催するよう要請し、あわせて講師の派遣を斡旋する。
- 全国の信用組合のうち、のべ10信用組合が組合員（取引先）約600名を対象に中小企業基盤整備機構の「中小会計要領セミナー」を開催した。

## 【平成26年度取組予定】

「中小会計要領」に関するセミナー・研修

### 1. 本会主催セミナー

会員信用組合の本部役職員を対象に全国3箇所（東京・大阪・福岡）でセミナーを開催予定。

### 2. 地区協会、会員信用組合主催の研修会

#### （1）組合の担当者向け研修会の開催

各地区協会もしくは会員組合の主催で、組合の本部及び営業店の融資審査担当者向けに研修会を開催するよう要請し、あわせ講師の派遣を斡旋する。

#### （2）組合員（取引先）を対象とするセミナーの開催

各地区協会もしくは会員組合の主催で、組合員（取引先）を対象とするセミナーを開催するよう要請し、あわせ講師の派遣を斡旋する。

**団体名：商工組合中央金庫**

**I. 「中小会計要領」の広報・普及**

**1. パンフレット等の配布による広報・普及**

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

商工組合中央金庫 (本店・支店)	100ヶ所
------------------	-------

**2. 多様な方法での広報・普及**

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

**<平成25年度取組実績>**

当金庫の全国100店舗において、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を設置し、営業活動を通じて、ニーズのある中小企業に配布。

**II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修**

**1. 中小企業向けセミナー・研修**

**(1) 各機関・団体によるセミナー・研修**

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

商工組合中央金庫 (本店・支店)	「中小企業会計啓発・普及セミナー」の 開催に協力	取引先等への周知を図る。
---------------------	-----------------------------	--------------

**<平成25年度取組実績>**

当金庫の取引先の若手経営者の会（ユース会）等でセミナー等の開催希望があった場合には、適宜対応。

**2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修**

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・

研修に取り組む。 (別紙3)		
商工組合中央金庫 (本店・支店)	職員向け研修	営業担当の職員を対象に「中小会計要領」の理解を深める。

#### <平成25年度取組実績>

中小企業金融を行う上で、取引先に対する資企繰り等財務面の指導・相談機能も要求されるため、従前より、若手窓口職員研修等を通じ、必要な財務会計スキルの向上に注力してきたところ。

「中小会計要領」を普及すべく、集合研修に織り込み、概要等を説明。今後も職員に対し、これまでおこなってきた研修を継続的に実施するとともに、中小会計要領の普及に努めていく。

### IV. 「中小会計要領」の活用

#### 4. 政府系金融機関における取組

##### (2) 商工組合中央金庫による取組

①商工組合中央金庫は、従前より、商工会議所との提携ローンにおいて、金利を引き下げる措置を講じているところ。今般、「中小会計要領」の場合も、「中小企業の会計に関する指針」の場合と同様に、金利を引き下げる措置を新たに講じる。

②商工組合中央金庫は、営業担当者がお取引先を訪問する際に、「中小会計要領」のリーフレットやパンフレットの配布を行い、「中小会計要領」に従った計算書類の作成及び活用を案内する。

#### <平成25年度取組実績>

TKC全国会と連携し、「中小会計要領」のチェックリストを活用した場合に、金利を引き下げる提携ローンを新たに創設。

#### 【平成26年度取組予定】

平成26年度も平成25年度と同様に、パンフレット等の設置・配布による「中小会計要領」の広報・普及、中小企業向けセミナー、職員向け研修、中小会計要領を活用した提携ローンについて、継続実施する。

**団体名：日本政策金融公庫**

**I. 「中小会計要領」の広報・普及**

**1. パンフレット等の配布による広報・普及**

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

日本政策金融公庫（本店・支店）	152ヶ所
-----------------	-------

**2. 多様な方法での広報・普及**

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

**<平成25年度取組実績>**

全支店（152店舗）にパンフレットを備えて、中小企業者・小規模事業者への広報・普及活動を行った。

**II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修**

**1. 中小企業向けセミナー・研修**

**(1) 各機関・団体によるセミナー・研修**

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

日本政策金融公庫（本店・支店）	中小企業向け説明会等	計130回程度 延べ5,200人程度
-----------------	------------	-----------------------

**2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修**

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙3)

日本政策金融公庫（本店・支店）	職員向け説明会、セミナー等	計12回程度 延べ400人程度
-----------------	---------------	--------------------

#### <平成 25 年度取組実績>

平成25年度は、中小企業者・小規模事業者向け説明会を144回、延べ4,777人の方に中小会計要領の内容を理解して頂くべく、説明を行った。

また、支店職員向けに9回、延べ365名に中小会計に関する制度の周知を行った。

### IV. 「中小会計要領」の活用

#### 4. 政府系金融機関における取組

##### (1) 日本政策金融公庫による取組

- ①日本政策金融公庫（中小事業部）は、「中小会計要領」に従った計算書類を作成し、かつ期中における資金繰り管理等の会計活用及び財務の改善を目指す中小企業に対し、優遇金利（基準金利▲0.4%）で貸付を行う融資制度（「中小企業会計活用強化資金（仮称）」）を創設し、平成24年度より貸付を行う。
- ②日本政策金融公庫（国民生活事業部）は、「中小会計要領」に従った計算書類を作成する中小企業に対し、利率を▲0.2%優遇する。（「中小企業会計関連融資制度」）
- ③日本政策金融公庫（国民生活事業部）は、マル経融資（経営改善貸付）において、中小法人に対して「中小会計要領」に従った計算書類の提出を推奨していく。

#### <平成 25 年度取組実績>

##### 【融資実績】

平成25年度12月末時点の融資実績は以下の通り。

件数：12,757 件

金額：229,113 百万円

#### <その他平成 25 年度における取組実績>

第34回日本公認会計士協会研究大会のパネルディスカッションにおいて、国民生活事業部・融資企画部長がパネリストとして参加し、「中小会計要領」・「中小会計指針」への取り組みについて報告するなど、普及に向けた一層の連携を呼びかけた。

また、「中小企業の会計を活用したベストプラクティスの募集」が行われていることを全支店あてに周知し、中小企業者・小規模事業者の応募を促した。

### **【平成26年度取組予定】**

26年度に引き続き、中小企業者・小規模事業者向けに開催する「中小企業経営セミナー」及び職員向け説明会を実施する。

顧問先への周知依頼を目的として税理士向けに発送する制度案内に、「中小企業会計関連融資制度」を掲載予定。

## 団体名：全国信用保証協会連合会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

全国信用保証協会連合会・各信用保証協会

53ヶ所

#### <平成25年度取組実績>

全国信用保証協会連合会及び各信用保証協会において、中小企業庁が作成するパンフレット・ポスターを配布・掲示。

### IV. 「中小会計要領」の活用

#### 4. 政府系金融機関における取組

##### (3) 信用保証協会による取組

信用保証協会は、「中小企業の会計に関する指針」に従った計算書類を作成した中小企業に対する保証料割引の経験を踏まえつつ、「中小会計要領」の創設段階における普及・促進への協力として、中小企業会計割引の見直しについて検討を行う。

#### <平成25年度取組実績>

中小企業会計割引見直しについて、中小企業庁をはじめとした関係機関及び各信用保証協会との検討の結果を踏まえ、「中小会計要領」の普及・促進を図るため、平成25年4月保証申込受付分から、「中小会計要領」による保証料割引制度を開始。

#### 【平成26年度取組予定】

「中小会計要領」の普及・促進を図るため、平成25年4月保証申込受付分から開始した「中小会計要領」による保証料割引制度を引き続き実施するとともに、全国信用保証協会連合会及び各信用保証協会において、中小企業庁が作成するパンフレット・ポスター等の配布・掲示による広報活動を行う。

## 団体名：日本税理士会連合会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

#### <平成25年度取組実績>

中小企業庁の事例審査委員会への参画

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### <平成25年度取組実績>

本会主催の会計参与制度指導者研修会（平成25年11月18日）において、「中小企業の計算書類の信頼性向上に向けた取り組み」をテーマとした講義を実施。「中小会計要領」及び「中小会計指針」の解説を行った。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

##### (3) 会計専門家の講師派遣等

日本税理士会連合会及び各税理士会、並びに日本公認会計士協会及び各支部は、会計に関する高度な専門知識を生かし、上記のセミナー・研修の開催に当たり要望に応じて講師の派遣を積極的に行うとともに、各機関・団体は必要に応じて講師派遣の支援を行う。

#### 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

### <平成25年度取組実績>

本会主催の会計参与制度指導者研修会（平成25年11月18日）において、「中小企業の計算書類の信頼性向上に向けた取り組み」をテーマとした講義を実施。「中小会計要領」及び「中小会計指針」の解説を行った。

### Ⅲ. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

#### 1. 「中小会計要領」に従った計算書類の作成支援

##### (1) 税理士による取組

日本税理士会連合会は、中小企業の会計の質を向上するために、中小企業への理解の促進と実務対応支援を行う。会員が中小企業から依頼された場合に、当該中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう、「中小会計要領」を含めた中小企業会計の研修会を実施し、指導者を育成する。また、各中小企業関係団体の実施するセミナー・研修、相談・指導事業において、税理士の派遣要請があった場合には、日本税理士会連合会及び各税理士会は積極的にこれに協力する。

### <平成 25 年度取組実績>

会員が中小企業から依頼された場合に、当該中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう、「中小会計要領」を含めた中小企業会計の研修会を実施し、指導者を育成した。

各中小企業関係団体の実施するセミナー・研修、相談・指導事業において、税理士の派遣要請があった場合には、日本税理士会連合会及び各税理士会は積極的にこれに協力する体制を築いている。

### Ⅳ. 「中小会計要領」の活用

#### 3. 日本税理士会連合会の取組

「「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト」を関係者の意向を踏まえつつ作成する。

### <平成25年度取組実績>

「中小会計要領の適用に関するチェックリストを作成（平成24年3月）し、ホームページに公表している。

税務システム連絡協議会からの要請に基づき、協議会に加盟している税務・会計システムベンダーに対して、チェックリストの使用を許可した。

## 【平成26年度取組予定】

- チェックリストの一部見直しの検討を予定している。
- 「中小会計要領」の解説・活用方法等をテーマとした研修会を企画している。
- 中小会計指針、会計参与制度と合わせて、中小会計要領の普及策を検討している。

## 団体名：日本公認会計士協会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

日本公認会計士協会・各支部

15ヶ所

#### <平成25年度取組実績>

本部及び14地域会の事務局において、中小企業庁が作成したポスターを掲示するとともに、リーフレット及びパンフレットを備置き、訪問者に配布した。

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### <平成25年度取組実績>

日本公認会計士協会のウェブサイトにおいて、「「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について」を掲載し、「中小企業の会計に関する基本要領」の広報・普及に努めた。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

日本公認会計士協会・各支部

上記の各種セミナーに講師を派遣する。

##### (3) 会計専門家の講師派遣等

日本税理士会連合会及び各税理士会、並びに日本公認会計士協会及び各支部は、会計に関する高度な専門知識を生かし、上記のセミナー・研修の開催に当たり要望に応じて講師の派遣を積極的に行うとともに、各機関・団体は必要に応じて講師派遣の支援を行う。

### <平成 25 年度取組実績>

中小企業関係機関・団体による研修会への講師派遣の要請に応えられるよう体制を整備しており、各地の商工会議所で開催されたセミナーにおいて、日本公認会計士協会会員が講師を務めた。

#### 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記 1. の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表 3 の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙 3)

日本公認会計士協会・各支部	協会会員を対象とした全国研修会の「中小会社の会計」の講座において、「中小会計要領」も含めた内容の研修を実施。	左記講座にて、中小企業の会計の質を向上させる指導のできる会員を養成。
---------------	--	------------------------------------

### <平成 25 年度取組実績>

「中小会計要領」を含む中小企業会計についてわかりやすく中小企業関係者に説明できる会計専門家を育成するため、第 34 回日本公認会計士協会研究大会において、「中小企業と会計、中小企業政策と公認会計士に期待される役割について」の研究発表を行った（平成 25 年 9 月 5 日、神戸ポートピアホテルにおいて開催、同研究発表には 392 名が参加した。）。このほか、日本公認会計士協会関西地区三会共催研修会「認定経営革新等支援機関が関与する中小企業支援施策」（平成 25 年 5 月 30 日開催、116 名参加）、日本公認会計士協会兵庫会主催研修会「中小企業の現状と外部専門家派遣制度への対応」（平成 25 年 8 月 20 日開催、51 名参加）、日本公認会計士協会東京会主催研修会「経営改善計画策定支援事業に関する研修会」（平成 25 年 9 月 10 日開催、608 名参加）を実施した。

### Ⅲ. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

#### 1. 「中小会計要領」に従った計算書類の作成支援

##### (2) 公認会計士による取組

日本公認会計士協会は、中小企業の会計の質を向上するために、中小企業への理解の促進と実務対応支援を行う。会員が中小企業から依頼された場合に、当該中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう、「中小会計要領」を含めた中小企業会計の研修会を実施し、指導者を育成する。また、各中小企業関係団体の実施するセミナー・研修、相談・指導事業において、公認会計士の派遣要請があった場合には、日本公認会計士協会及び各支部は積極的にこれに協力する。

### ＜平成 25 年度取組実績＞

日本公認会計士協会は、中小企業の会計の質を向上するために、中小企業への理解の促進と実務対応支援を行う観点から、会員が中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう「中小会計要領」を含めた上記の「中小企業と会計、中小企業政策と公認会計士に期待される役割について」等の研修会を実施した。

### 【平成26年度取組予定】

#### 1. 広報・普及

引き続き、ポスター掲示、リーフレット、パンフレットの配布、協会ウェブサイトへの掲載を行い、広報・普及に努める。

#### 2. 中小企業向けセミナー・研修

引き続き、中小企業関係機関・団体からの研修会講師派遣の要請に積極的に協力していく。

#### 3. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修及び「中小会計要領」に従った計算書類の作成支援。

日本公認会計士協会会員向けの継続的専門研修において、引き続き、中小企業の会計の質を向上するために、中小企業への理解の促進と実務対応支援を行う観点から、会員が中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう「中小会計要領」を含めた中小企業の会計の研修会を実施する。

## 団体名：中小企業診断協会

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

中小企業診断協会・各支部

47ヶ所  
研修会(106回)で配布

#### <平成25年度取組実績>

主に実務補修開催の県協会を中心にパンフレット、リーフレットを2,400部配布した。

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### <平成25年度取組実績>

##### (1) ホームページ

トップページに「中小企業の会計要領」のバナーを貼り、広報している。

##### (2) メールマガジン

毎月2回(10日、25日)に9,200名を超える診断士に対し、メールマガジンを送信している。

##### (3) 会員機関誌

月刊「企業診断ニュース」上で広報を実施している。

### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

#### 1. 中小企業向けセミナー・研修

##### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙 2)		
中小企業診断協会・各 支部	中小企業経営者向けセミナー	計 4 回 延べ 4 0 0 人程度
	上記の各種セミナーに講師を派遣。	
<p><b>2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修</b></p> <p>中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記 1. の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表 3 の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。</p>		
(別紙 3)		
中小企業診断協会・各 支部	中小企業診断士向けセミナー	計 3 0 回程度 延べ 6, 0 0 0 人程度

#### <平成 25 年度取組実績>

中小企業基盤整備機構で実施している「会計セミナー」に、会員診断士 65 名を講師として派遣した。

#### <その他平成 25 年度における取組実績>

- ・ 47 県協会会長が一堂に会する 6 月の通常総会で「中小会計要領のパンフレット」等を配布し、その重要性を直接説明した。
- ・ 年 1 回開催している全国を 8 か所のブロックに分けたブロック会議の席上で、各県協会役員等に対し、「中小会計要領」の重要性をアピールする機会を設けた。
- ・ 経営革新等支援機関 (30 県協会)、地域プラットフォーム (34 県協会) に認定、登録された県協会等に対し、地域中小企業者の利便性に資するよう「中小会計要領」のパンフレットを別途送付した。
- ・ 各県協会が実施・協力した中小企業者向け「消費税対策セミナー」で「中小会計要領」のパンフレットを配布した。
- ・ 昨年 11 月東京で開催した「中小企業経営診断シンポジウム」会場の無料相談会金融コーナーで、「中小会計要領」の重要性、必要性等を説明した。

### 【平成26年度取組予定】

#### <基本方針>

平成25年度に引き続き、「中小企業の会計要領」の基本指針を診断士に積極的にPRしていく。

## I. 「中小会計要領」の広報・普及

1. 各県協会に対しパンフレットを配布するとともに、ホームページ、メールマガジン、会員機関誌等を媒体とするPRを積極的に実施する。
2. 経営革新等支援機関、地域プラットフォームの認定、登録された県協会を中心に、診断支援を通じ中小企業経営者に対する重要性をアピールしていく。

## II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

25年度に引き続き、実務補習を通じ中小企業経営者に対する説明・解説を実施するとともに、各県協会でのセミナー・研修開催で講師派遣に協力する。

## III. 創立60周年記念大会での広報

平成26年10月の当会創立60周年記念大会開催時に、参加者に対しパンフレット等を配布し「中小会計要領」の重要性、必要性をPRする。

団体名： 企業会計基準委員会

**I. 「中小会計要領」の広報・普及**

**1. パンフレット等の配布による広報・普及**

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

企業会計基準委員会	1ヶ所
-----------	-----

**2. 多様な方法での広報・普及**

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

**<平成25年度取組実績>**

受付に、常時、リーフレット・パンフレットを備え置き、適宜配布による広報・普及に努めた。

**【平成26年度取組予定】**

平成25年度に引き続き、リーフレット、パンフレットの適宜配布により広報・普及に取り組む予定である。

**団体名：中小企業基盤整備機構**

**I. 「中小会計要領」の広報・普及**

**1. パンフレット等の配布による広報・普及**

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

中小企業基盤整備機構（本部・支部（平成24年4月から地域本部。以下同じ。）・各中小企業大学校）	25ヶ所
---	------

**2. 多様な方法での広報・普及**

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

**<平成25年度取組実績>**

本部や各地域本部など25ヶ所の事務所を通じて、中小企業庁が作成したリーフレット、パンフレット等を中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努めた。

**II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修**

**1. 中小企業向けセミナー・研修**

**(1) 各機関・団体によるセミナー・研修**

各機関・団体は、中小企業が、中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、別表2の中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙2)

中小企業基盤整備機構（本部・支部・各中小企業大学校）	<b>【中小企業基盤整備機構研修】</b>	
	「中小企業会計啓発・普及セミナー」	計400回程度 延べ2万人程度 ※本セミナーは各団体等と連携して実施するもの。
	<b>【中小企業大学校研修】</b>	
	「中小企業向け研修（経営管理者研修、財務関連研修等）」	計70回程度 延べ1,500人程度

**(2) 中小企業基盤整備機構によるセミナー・研修開催支援**

中小企業基盤整備機構は、上記の取組を支援するため、中小企業関係団体、金融機関などと連携し、「中小企業会計啓発・普及セミナー」を平成24年度

中に延べ400回程度（受講者目標2万人）開催する。

また、中小企業基盤整備機構は、上記のセミナー・研修の開催予定について、ウェブサイト等を通じて一元的に情報提供を行う環境を整備するとともに、セミナー・研修に参加できない中小企業向けにも、新たに実際のセミナーの講演内容を凝縮したダイジェスト版を全国に動画配信し、添付のテキストをプリントアウトするだけで、いつでもどこでも「中小会計要領」についてのセミナーを簡易受講できる体制を整える。

### <平成25年度取組実績>

中小企業が中小会計要領の内容を理解し、活用できるようにするため、以下のとおり中小企業向けのセミナー・研修を実施した。

【中小企業基盤整備機構研修】	
「中小企業会計啓発・普及セミナー」 ※本セミナーは各支援機関と連携して実施するもの。	389回、延べ9,458人（12月末までの実績） ※今後の予定を含めると、25年度は470回、延べ11,000人を予定
【中小企業大・専門学校研修】	
「中小企業向け研修（経営管理者研修、財務関連研修等）」	58回、延べ1,484人（12月末までの実績）

また、「中小企業会計啓発・普及セミナー」について、ホームページを通じて様々な情報提供を行う環境を整備するとともに、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関との連携も開始した。

- ・セミナーダイジェスト版の動画配信：約1,816のアクセス数（12月末までの実績）
- ・セミナーで使用するテキストの公開：約4,877のアクセス数（12月末までの実績）

### 2. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

中小企業に対して上記のようなセミナー・研修を開催していく上で、説明者側の人材育成が必要である。また、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やすことが、「中小会計要領」の裾野を拡大するためにも重要である。そのため、上記1.の中小企業向けの研修に加え、各機関・団体は、別表3の会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組む。

(別紙3)		
中小企業基盤整備機構(本部・支部・各中小企業大学校)	<b>【中小企業基盤整備機構研修】</b>	
	中小企業支援ネットワーク強化事業の巡回対応相談員向け研修	計2回程度 延べ1,400人程度
	<b>【中小企業大学校研修】</b>	
	「中小企業支援担当者研修」	計85回程度 延べ2,700人程度
	「財務管理サービス人材研修」	計11回程度 延べ800人程度
	「中小企業診断士養成課程」	計3回程度 延べ180名程度

### <平成25年度取組実績>

上記1.の中小企業向けの研修に加え、「中小会計要領」について理解し、説明できる専門家を育成すべく、専門家、指導員等向けのセミナー・研修を実施した。

<b>【中小企業大学校研修】</b>	
「中小企業支援担当者研修」	83回、延べ2,735人 (12月末までの実績)
「中小企業経営改善計画策定支援研修」	17回、延べ525人 (12月末までの実績)
「中小企業診断士養成課程」	1回、延べ56人 (12月末までの実績)

### 【平成26年度取組予定】

#### I. 「中小会計要領」の広報・普及

##### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

中小企業庁が作成したリーフレット、パンフレット等を中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

中小企業基盤整備機構(本部(東京・虎ノ門)、地域本部等)、中小企業大学校	25ヶ所
--------------------------------------	------

##### 2. 多様な方法での広報・普及

ホームページや機関誌(中小企業振興)等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### II. 「中小会計要領」に関するセミナー・研修

## 1. 中小企業向けセミナー・研修

### (1) 各機関・団体によるセミナー・研修

中小企業が、「中小会計要領」の内容を理解し、活用できるようにするため、中小企業向けのセミナー・研修に取り組む。

中小企業基盤整備機構（本部（東京・虎ノ門）、地域本部等）、 中小企業大学校	<b>【中小企業基盤整備機構研修】</b>	
	「中小企業会計啓発・普及セミナー」 ※本セミナーは各団体等と連携して実施するもの。	延べ580回程度を予定。 受講者目標については 23,200人程度
	<b>【中小企業大学校研修】</b>	
	「中小企業向け研修（経営管理者研修、財務関連研修等）」	計47回程度 延べ1,275人程度

### (2) 中小企業基盤整備機構によるセミナー・研修開催支援

上記の取組を支援するため、中小企業関係団体、金融機関などと連携し、「中小企業会計啓発・普及セミナー」を平成26年度中に延べ580回程度（受講者目標は23,200人程度）開催する。

また、上記のセミナー・研修の開催予定について、ウェブサイト等を通じて一元的に情報提供を行う環境を整備するとともに、セミナー・研修に参加できない中小企業向けにも、実際のセミナーの講演内容を凝縮したダイジェスト版を全国に動画配信し、添付のテキストをプリントアウトするだけで、いつでもどこでも「中小会計要領」についてのセミナーを簡易受講できる体制を引き続き整備する。

## 2. 中小企業会計啓発・普及セミナー開催機関の拡充

26年度も経営革新等支援機関との連携を継続する。

各業界団体へのセミナー開催のPRを行う。

セミナーを実施する支援機関の職員等にも「中小会計要領」及び本セミナーをより深く理解してもらうため、支援機関の職員等向けのセミナーも継続開催する。

## 3. 会計専門家、指導員等を対象にしたセミナー・研修

上記1.の中小企業向け研修に加え、会計専門家、指導員等向けのセミナー・研修に取り組み、「中小会計要領」について分かりやすく中小企業に説明できる会計専門家、指導員等を増やす。

中小企業大学校	「中小企業支援担当者研修」	計100回程度 延べ3,140人程度
	「経営改善計画策定支援研修」	計14回程度 延べ432人程度
	「中小企業診断士養成課程」	計4回程度 延べ160人程度

## 団体名：金融庁

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

金融庁・各財務局	12ヶ所
----------	------

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

### <平成25年度取組実績>

#### 1. パンフレット等の配布による広報・普及

金融庁及び各財務局に、リーフレット、パンフレットを備え置き、配布した。

#### 2. 多様な方法での広報・普及（中小企業庁と連携）

- (1) リーフレット、パンフレット等の配布や、普及率の調査を実施した。
- (2) 中小会計要領に拠った決算書を提出した場合に金利を優遇する金融商品を取り扱う金融機関の一元的紹介についても、要望に応じ、「中小会計要領」の専用ポータルサイトに追加掲載した。
- (3) 「中小会計要領」の活用事例集について、平成25年度中にリーフレットを作成した。

### 【平成26年度取組予定】

中小企業庁と連携し、以下の普及策に取り組む。

引続き、金融庁及び各財務局（12ヶ所）に、リーフレット、パンフレットの備え置き、配布や、普及率の調査を実施する。

中小会計要領に拠った決算書を提出した場合に金利を優遇する金融商品を取り扱う金融機関の一元的紹介についても、引続き要望に応じ、「中小会計要領」の専用ポータルサイトに追加掲載する。

昨年度に引続き、中小会計要領の幅広い中小企業への本格的な普及を後押しする観点から、広報・普及を行っていく。

## 団体名：中小企業庁

### I. 「中小会計要領」の広報・普及

#### 1.パンフレット等の配布による広報・普及

各機関・団体は、中小企業庁が作成するリーフレット、パンフレット等を別表1の配布拠点を通じて中小企業に配布し、「中小会計要領」を利用して計算書類を作成することの意義や重要性の広報に努める。

(別紙1)

中小企業庁・各経済産業局中小企業課

10ヶ所

#### <平成25年度取組実績>

経済産業省内及び各経済産業局の各所にリーフレット及びパンフレットを常備し、配布している。

平成25年度においては、中小会計要領を紹介するパンフレット「中小会計要領の手引き」を5万部増刷しており、各都道府県の要望に応じ送付している。

#### 2. 多様な方法での広報・普及

各機関・団体は、中小会計要領について、各機関・団体の会合における会員等への紹介、ホームページや機関誌等の印刷物での紹介、メールマガジンの配信等様々な広報ツールを多角的に活用して、幅広い中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうよう広報・普及する。

#### <平成25年度取組実績>

中小企業庁のホームページ上に創設された「中小会計要領」の専用ポータルサイトについては、随時情報を更新しており、専用ポータルサイトへのアクセス件数は、平成25年12月時点で約32,000件のアクセスを受けている。

(URL:<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>)

中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業会計啓発・普及セミナー」について、中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関との連携が開始されたことに伴い、経営革新等支援機関向けのメールマガジンを活用して、セミナー開催についての案内を実施した。

なお、経営革新等支援機関には、平成25年12月現在、延べ297回、6,680人を対象に、セミナーの開催していただいている。

その他、「中小会計要領」に関する講演要望への対応等様々な機会を捉え、広報活動を実施している。

### 3. 広報用資料の作成・配布

中小企業庁は以下の広報用資料を作成し、各機関・団体とともに中小企業に配布する。

#### (1) 「中小会計要領」を紹介するリーフレット

中小企業庁は、中小企業の経営者が気軽に手に取って中小会計要領や中小企業の会計に関する検討会報告書（以下「報告書」という。）に興味を持てるよう、リーフレットを平成23年度中に作成し、配布する。

中小企業庁は、平成24年6月までに全国各地で開催される“日本の未来”応援会議及びその関連会合においてリーフレットを配布するなど、事務局を務める様々な中小企業関係会合において広報する。

#### (2) 「中小会計要領」を紹介・解説するパンフレット

##### ①パンフレットの作成・配布

中小企業庁は、「中小会計要領」や報告書を紹介するパンフレットを平成24年度上半期中に作成し、配布する。パンフレットでは、必ずしも会計の知識が十分でない中小企業の経営者にもわかりやすいように、i) 会計の基礎から説明する、ii) 具体的な経理処理事例を取り上げて各勘定項目を説明する、iii) 会計を経営に活用するためのポイント等を説明することとする。

##### ②ウェブサイトを通じた配布システム等の整備

中小企業庁は、各機関・団体による配布、会計専門家や金融機関による顧客中小企業への配布及び個別の中小企業への配布を円滑に行うため、ウェブサイトを通じたパンフレットの配布希望を受け付ける発送システムを確保することにより、必要な時に必要な者が「中小会計要領」の内容を理解できるようにする。

##### ③パンフレットの電子ブック化

中小企業庁は、パンフレットをウェブサイト上で快適に閲覧できるよう、電子ブックによる閲覧環境を平成24年度上半期中に整備する。

#### (3) 「中小会計要領」を紹介するポスター

中小企業庁は、上記に加え、より多くの中小企業に「中小会計要領」の存在を知ってもらうためにポスターを平成24年度上半期中に作成、配布し、各機関・団体の別表1の拠点に掲示するよう促す。

#### (4) 「中小会計要領」の活用事例集の取りまとめ

多くの中小企業にとって、会計を活用することのメリットを具体的にイメージしにくいことが、普及に繋がらない理由の一つとなっている。このため、「中小会計要領」の具体的な活用事例を公表することにより会計活用のメリットを周知すべく、中小企業庁は、中小企業関係者等により収集された活用事例を、順次取りまとめ、活用事例集を作成・公表する。活用事例集はリーフレットとして作成し、各機関・団体を通じて中小企業に配布するとともに、ウェブサイトに掲載する。

### <平成 25 年度取組実績>

平成24年度に引き続き、中小企業庁において作成したパンフレット等を各機関・団体を通じて配布している。

「中小会計要領」の活用事例集については、平成25年7月に「中小企業の会計を活用した経営の促進に関する事例研究審査委員会」（座長：河崎照行 甲南大学会計大学院院長）を開催。特設サイトを設け、中小会計要領を活用して経営を良くした事例を募集。中小企業の抱える諸課題に対し、「中小会計要領」を活用して経営を良くした企業65社の具体的な成功事例を「中小会計要領に取り組む事例65選」として取りまとめた。

平成26年3月4日にプレスリリースを実施。5万部印刷し、順次、各機関・団体を通じて中小企業に配布していく。

また、平成25年度中に「中小会計要領に取り組む事例65選」を紹介するフォーラムを大阪（3/7）、名古屋（3/12）、東京（3/26）にて実施。フォーラムでは、中小会計要領の制定の背景と概要に関する基調講演や中小会計要領による経営力強化をテーマとするパネルディスカッションを実施し、また、中小会計要領が資金調達に与える影響等についての講演も実施する予定。

また、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」等においても掲載し、中小企業に周知していく。

## Ⅲ. 「中小会計要領」に従った計算書類等の作成支援

### 2. 中小企業を対象にした記帳指導等

#### (5) 中小企業庁

中小企業庁は、計算書類等の作成支援ソフトを制作する会計システム会社に対し、「中小会計要領」について情報提供を行い可能な対応を要請する。

### <平成 25 年度取組実績>

会計システム会社 28 社で構成されている「税務システム連絡協議会」に対して、「中小会計要領」について、各社で可能な対応を要請しており、全会員 28 社の内、14 社において、中小会計要領に対応したシステムを導入している。

## Ⅳ. 「中小会計要領」の活用

### 1. 中小企業庁における取組

#### (1) 法律による計画認定における取組

中小企業庁は、以下の法律に基づく計画認定等において、中小法人による「中小会計要領」に従った計算書類の提出を奨励する。

- ・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律  
(経営革新計画、新連携等)
- ・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律  
(特定研究開発等計画)

- ・中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律  
(農商工等連携事業計画)
- ・中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律  
(地域産業資源活用事業計画)
- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
- ・小規模企業者等設備導入資金助成法

### <平成 25 年度取組実績>

以下の法律に基づき主務大臣が告示で定める基本方針等の中で、引き続き中小企業は中小会計要領等に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努め、財務経営力の強化を図ることが重要である旨の記載しており、法律に基づく認定にあたり、中小会計要領準拠の決算書提出を奨励している。

- ・地域産業資源活用事業の促進に関する法律に基づく  
「地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」
- ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく  
「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」
- ・中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく  
「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」
- ・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく  
「中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」
- ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の申請マニュアル

また、平成25年12月に「経営者保証ガイドライン研究会」(座長:小林信明 長島・大野・常松法律事務所弁護士)により「経営者保証に関するガイドライン」を策定。

「経営者保証に関するガイドライン」のQ&Aにおいて、法人の経理の透明性向上の手段として、「中小会計要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成や対象債権者に対する財務情報の定期的な報告等が考えられる旨を記載した。

### (2) 補助金採択における評価

中小企業庁は、下記補助金等の募集にあたって、中小法人による「中小会計要領」に従った計算書類の提出を奨励し、採択にあたって、提出があった場合は評価する。

- ・ J A P A Nブランド育成支援事業
- ・ 新事業活動促進支援事業
- ・ グローバル技術連携支援事業
- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業

### ＜平成 25 年度取組実績＞

以下の補助金等の募集にあたって、平成25年度においても中小法人による「中小会計要領」に従った計算書類の提出を慫慂している。

- ・ J A P A Nブランド育成支援事業
- ・ 新事業活動促進支援事業
- ・ グローバル技術連携支援事業
- ・ 戦略的基盤技術高度化支援事業

また、以下の平成24年度補正、平成25年度及び平成25年度補正の補助金等の募集の採択にあたって、「中小会計要領」等に従った計算書類の提出があった場合は肯定的に評価している。

(平成24年度補正)

- ・ ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金
- ・ 中小企業・小規模事業者海外展開事業化・研修支援事業
- ・ 地域力活用市場獲得等支援事業

(平成25年度)

- ・ ものづくり中小企業連携支援事業
- ・ 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業
- ・ 新事業活動・農商工連携等促進支援事業
- ・ 小規模事業者活性化補助金
- ・ 中小企業海外展開総合支援事業

(平成25年度補正)

- ・ 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業サービス革新事業

#### (3) 「中小会計要領」の普及率等の調査

中小企業庁は、平成24年度以降、「中小企業実態基本調査」等において「中小会計要領」の普及率、活用状況等を調査する。

### ＜平成 25 年度取組実績＞

平成25年度「中小企業実態基本調査」において、「中小会計要領の認知度」を調査項目として実施。

また、活用状況については、中小企業庁が委託調査として、中小企業庁委託「中小企業者・小規模企業者の経営実態及び事業承継に関するアンケート調査」において実施。

#### (4) 金融機関による融資情報のウェブサイトにおける一元的提供

中小企業庁は、政府系及び民間の金融機関が自主的な判断により行う、「中小会計要領」に従った計算書類等を作成する中小企業に対する金利や担保・保証等の面で優遇を行う取組について、ウェブサイトにおいて一元的に紹介する。

### ＜平成 25 年度取組実績＞

各金融機関からの申し出に基づき、中小会計要領に拠った決算書を提出した場合に金利を優遇する金融商品を取り扱う金融機関として、「中小会計要領」の専用ポータルサイトにおいて一元的に紹介している。

### 【平成 26 年度取組予定】

平成 26 年度においても、引き続きリーフレット、パンフレット等の配布や、普及率の調査を実施していく。

また、中小会計要領に拠った決算書を提出した場合に金利を優遇する金融商品を取り扱う金融機関の一元的紹介についても、引き続き要望に応じ、「中小会計要領」の専用ポータルサイトに追加掲載していく。

「中小会計要領」に関する取り組みについては、「中小会計要領」の専用ポータルサイトや中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」等を通じて中小企業に周知していく。

さらに、「中小会計要領」の活用事例集については、諸課題を抱える中小企業に対して、中小会計要領を活用した具体的な成功事例を示すことで、中小企業が中小会計要領を活用して自社の経営力の強化や資金調達力の強化につなげることが出来るように広報・普及を行っていく。

## 中小企業の会計に関する検討会 委員等名簿

平成26年3月  
(50音順、敬称略)

### 委員

	本吉 正	全国商店街振興組合連合会	専務理事
	大橋 正義	中小企業家同友会全国協議会	政策委員長
	小此木 良之	全国信用金庫協会	専務理事
	黒木 宏近	全国信用組合中央協会	常務理事
(座長代理)	品川 芳宣	筑波大学名誉教授	弁護士
	高木 伸	全国銀行協会	常務理事
	勝野 龍平	全国商工会連合会	専務理事
	西川 郁生	企業会計基準委員会	委員長
	高橋 晴樹	全国中小企業団体中央会	専務理事
(座長)	万代 勝信	一橋大学大学院 商学研究科	教授
	宮城 勉	日本商工会議所	常務理事

計11名

### 事務局

中小企業庁 事業環境部財務課

金融庁 総務企画局企業開示課

### オブザーバー

法務省 民事局参事官室

## 中小企業の会計に関する検討会 ワーキンググループ 委員等名簿

平成26年3月

(50音順、敬称略)

### 委員

荒井 恒一	日本商工会議所 理事	産業政策第一部長
岩木 権次郎	中小企業基盤整備機構 経営支援部	人材支援グループ長
瓜田 靖	中小企業家同友会全国協議会	政策局長
及川 勝	全国中小企業団体中央会	政策推進部長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
大西 修	全国信用保証協会連合会	業務企画部長
苧野 恭成	全国商工会連合会	企業支援部長
河崎 照行	甲南大学 会計大学院	院長
川邊 光信	全国銀行協会	業務部次長
木村 拙二	愛知産業株式会社	監査役
桑原 龍司	光陽産業株式会社	監査役
坂本 孝司	税理士法人坂本&パートナー	理事長 税理士 米国公認会計士
櫻庭 周平	櫻庭公認会計士事務所	公認会計士 税理士
澤田 眞史	日本公認会計士協会	理事
品川 芳宣	筑波大学名誉教授	弁護士
瀬上 富雄	日本税理士会連合会	常務理事 中小企業対策特別委員長
高野 和彦	商工組合中央金庫	経営企画部 主計室長
野竹 弘幸	大東京信用組合	常勤理事 財務部長
浜野 光淑	全国商店街振興組合連合会	総務課長
楨本 健次	中小企業診断協会	理事
都 正二	財務会計基準機構	代表理事常務事務局長 (前企業会計基準委員会 委員)
(座長) 弥永 真生	筑波大学 ビジネス科学研究科	教授
吉田 雅之	城北信用金庫	資産査定部 部長
渡辺 英也	日本政策金融公庫	中小企業事業本部 営業推進部 副部長

以上24名

### 事務局

中小企業庁 事業環境部財務課

金融庁 総務企画局企業開示課

### オブザーバー

法務省 民事局参事官室

### テクニカル・アドバイザー

小賀坂 敦 企業会計基準委員会 副委員長